

お知らせ

合併処理浄化槽の補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

| 区分 | 高度処理型浄化槽 (窒素またはリン除去型) | | | | 通常型 | | | | 補助限度額 (新築) | 補助限度額 (改築) |
|----|--------------------------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------|--------|---------------|---------------|
| | 11 〜 20人槽 | 10人槽 | 7人槽 | 5人槽 | 11 〜 20人槽 | 10人槽 | 7人槽 | 5人槽 | | |
| | 109万2千円 | 57万6千円 | 48万6千円 | 44万4千円 | 93万9千円 | 54万8千円 | 41万4千円 | 33万2千円 | | |
| | 119万2千円 | 67万6千円 | 58万6千円 | 54万4千円 | 103万9千円 | 64万8千円 | 51万4千円 | 43万2千円 | | |

**合併処理浄化槽
設置整備事業補助金**

対象地域
市内全域
※高瀬・三野・詫間・仁尾町の集落排水処理事業実施区域は除きます。

補助対象と補助限度額
●専用住宅もしくは併用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合

●専用住宅に地下浸透防止用設備を設置する場合
設置費限度額 10万円
※設置費が上限金額に満たない場合は、実際にかかった費用を交付します
(千円未満切り捨て)。

合併処理浄化槽維持管理費補助金

対象者
市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽(20人槽以下)に対して、同一年度に適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を行った人

補助限度額 3万円

対象期間
・平成30年4月1日から平成31年3月31日までに実施した人(令和2年3月31日申請締め切り)
・平成31年4月1日から令和2年3月31日までに実施した人

必要書類
・補助金交付申請書は、環境衛生課または各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
・保守点検、清掃および法定検査の領収書の写し
・公益社団法人香川県浄化槽協会による法定検査の検査結果書の写し
(「不適正」でないもの)
・申請者の振込先口座が分かるもの
・印鑑

提出先 環境衛生課、各支所

くらし

飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

犬や猫の不必要な繁殖の防止と殺処分の減少を図るため、飼い犬または飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

要件

- ①市内に住所を有し、かつ市内で犬または猫を飼っていること
- ②県内の動物病院で平成31年4月以降に不妊・去勢手術を受けていること
- ③犬の場合は、登録済みで補助金の申請をする日以前1年以内に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること
- ④市税を滞納していないこと
- ⑤手術の終了した日の属する年度内の申請であること

※第一種動物取扱業者が営利目的で飼養している場合は対象外です。

補助金額
犬または猫1匹につき、3,000円
(当該年度において、1世帯につき、犬または猫のいずれか1匹まで)

手続きに必要なもの
・補助金交付申請書および請求書
・領収書(不妊・去勢手術費であることとを証明するもので、手術日の記載があるもの)
・印鑑
・申請する人の通帳
・犬の場合、登録番号
および狂犬病予防注射済票番号
※申請書などの様式は、環境衛生課または各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。



くらし

空家等管理事業者登録制度

空き家管理のお手伝いをしてみませんか

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

空き家管理事業者の募集
近年、全国で空き家の増加による住環境の問題が増えています。空き家の管理はその所有者が実施することになっていきますが、近隣に住んでいない場合、その管理が滞りがちなってしまいます。

市では空き家所有者の管理を促進するため、市内の空き家を管理できる事業者を登録し、所有者へ紹介する制度を実施しています。

登録事業者も随時募集していますので、空き家の管理に必要な業務をしている人は、登録をお願いします。

空き家の管理とは
外観調査、庭などの除草、樹木の伐採、室内清掃、室内通風・通水、家屋修繕、その他空き家を適正に管理するために必要な業務または活動

登録できる事業者の要件
次の要件を全て満たす事業者
①本市に本店、支店などの事業所を置いている法人、団体または個人
②右記空き家の管理のいずれかを行うことができること
③市税を滞納していないこと
④構成員に暴力団員がいないこと

登録事業者の公表について
ホームページに空き家等管理事業者登録名簿を掲載し、空き家所有者からの要望に応じ、管理事業の内容や営業区域をお知らせしています。

お知らせ

老朽化した危険空き家の除去に補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

「老朽危険空き家除却支援事業補助金」の事前受付を行います。

対象となる住宅
老朽化し、そのまま放置すれば倒壊などにより周辺の住環境に影響を及ぼす恐れのある空き家

対象となる人
補助対象住宅の所有者、またはその相続人

対象となる工事
・補助対象住宅を市内業者が解体する工事
・令和2年2月末までに事業が完了する工事

※他にも要件がありますので、事前に建築住宅課までお問い合わせください。

補助金額
補助対象事業費または、国の定める額のいずれか少ない方の金額の80%(千円未満切り捨て、上限160万円)

事前受付申込期間
5月7日(火)〜6月7日(金)
※土日、祝日は除きます

申込受付場所 建築住宅課

注意事項
・申請時にすでに開始している工事は対象になりません。
・本補助金は事前申し込みにより市職員が現地調査を行います。調査の結果補助対象とならない場合がありますのでご了承ください。
・老朽危険度の高いものから優先して補助予定者とします。



くらし

金属ごみ・有害ごみを収集します

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

収集日 5月29日(水)
※午前8時までに出していただきます。

収集場所
自治会ごみステーション

収集品目と出し方

- ①乾電池
- ②蛍光灯・電球
- ③水銀体温計・水銀温度計
- ④使い捨てライター
- ⑤金属ごみ(やかん、鍋、フライパン、傘の骨など家庭用金属製品)

※5つの品目ごとに分けて、キャリーに入れて出してください。

注意事項
・50cm以上のものは「粗大ごみ」になります。
・傘は骨以外のビニールや布を取り除いてください。
・事務所・商店・農業などの事業活動に伴うごみは回収できません。

※持ち込み場所(市役所・各支所)でも毎月2回、回収しています(第2・4日曜日、午前7時〜9時)。

